

70 歳以上の方の運転免許証に係る各種手続きについて

令和7年3月24日版

区分	70 歳以上 75 歳未満の方	75 歳以上の方	臨時認知機能検査	臨時高齢者講習
該当する方	免許証有効期間満了日における 年齢が 70 歳以上 75 歳未満の方	免許証有効期間満了日における 年齢が 75 歳以上の方	75 歳以上で、一定の違反行為を された方	臨時認知機能検査の結果、「認知 症のおそれあり」となった方 (直近の検査で「認知症のおそれ あり」又は「旧法検査の第一分類」 であった方を除く)
手続きの 流れ等	① 講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 高齢者講習を受講する ↓ ④ 免許証を更新する (別途更新手数料が必要)	① 検査・講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 運転技能検査(該当者のみ)・ 認知機能検査・高齢者講習を 受検・受講する ↓ ④ 免許証を更新する (別途更新手数料が必要)	① 臨時認知機能検査通知書が届く ↓ ② 指定の日時・場所で認知機能検査 を受検する ↓ ③ 認知機能検査結果通知書が届く (臨時高齢者講習の該当者にな れば、臨時高齢者講習通知書が 別途届きます。)	① 臨時高齢者講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 臨時高齢者講習を受講する
手 数 料 (認定教育・ 認定検査で 実施してい る自動車学 校では異な る場合があ ります)	● 高齢者講習 ・ 2 時間 (普通自動車対応免許を更新 される方) 6,600 円 ・ 1 時間 (原付、二輪、大特、小特免許 のみを更新される方) 2,950 円	● 運転技能検査 3,650 円 ● 認知機能検査 1,050 円 ● 高齢者講習 ・ 2 時間 (普通自動車対応免許を更新 される方(運転技能検査対象者 を除く) 6,600 円 ・ 1 時間 (原付、二輪、大特、小特免許 のみを更新される方又は運転 技能検査対象者) 2,950 円	臨時認知機能検査・臨時高齢者講習は、通知書を受け取った翌日から 1 か月以内 に受検・受講する必要があります。	
			● 臨時認知機能検査 1,050 円	● 臨時高齢者講習 ・ 2 時間 (普通自動車対応免許の方) 6,600 円 ・ 1 時間 (原付、二輪、大特、小特免許 のみ方) 2,950 円
予約方法	各通知書が届いたら、通知書に記載のある自動車学校等へ電話で予約をしてください。(臨時認知機能検査を除く) 広島県警察のホームページに予約状況を掲載しておりますので、予約の参考としてください。			

※更新時認知機能検査・臨時認知機能検査については、診断書等の提出により受検義務が免除される場合があります。